

文 書 番 号

8 - 1 - 3

VER. 27

グリーン調達手順書

改訂
履歴

施行年月日

内 容

施行年月日

内 容

平成 9 年 3 月 31 日

制 定

平成 23 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 10 年 10 月 15 日

全 部 改 訂

平成 24 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 10 年 11 月 16 日

一 部 改 訂

平成 25 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 11 年 2 月 1 日

一 部 改 訂

平成 26 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 13 年 2 月 1 日

一 部 改 訂

平成 27 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 14 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 28 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 15 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 29 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 16 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 30 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 17 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 31 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 18 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

令和 2 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 19 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

令和 5 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 20 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

令和 6 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 21 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

令和 7 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

平成 22 年 4 月 1 日

一 部 改 訂

規 程
内 容

- ・ 物品購入にあたっての環境配慮
- ・ 電気の供給を受ける契約にあたっての環境配慮

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ 1/10
グリーン調達手順書			
板橋区グリーン調達基本方針			
1 目 的 この基本方針は、区も事業者かつ消費者であり、事務事業の執行を通して地球環境に少なからず影響を及ぼしていることを認識し、環境へ配慮した物品等の優先的購入(以下「グリーン購入」という。)を推進して環境負荷の低減を図るとともに、持続可能な循環型経済社会の構築を目指すことを目的とする。 また、当方針は「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)第11条第1項の規定に基づく、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)の推進を図るための方針としても位置づけることとし、環境配慮契約の推進を図るものとする。 2 基本原則 区が物品等を調達するにあたっては、次に掲げる原則を十分に考慮したうえで選択する。 (1)物品を購入する際は、必要性及び必要量を十分に考慮したうえで選択すること。 (2)資源の採取から廃棄にいたるまでの製品ライフサイクルにおける多様な環境への負荷を考慮すること。 ①環境や人体の健康に影響を及ぼすような物質の使用及び排出が削減されていること。 ②資源やエネルギーの消費が少ないこと。 ③天然資源は持続可能な方法で採取し、有効利用されていること。 ④長期間の使用ができること。 ⑤再使用が可能であること。 ⑥リサイクルが可能であること。 ⑦再生材料や再使用部品を多く用いていること。 ⑧廃棄時に適正な処理や処分が容易であること。 (3)環境への負荷低減に関し、次に掲げる事項について積極的に取り組んでいる事業者を優先的に選択すること。 ①組織全体で環境への負荷低減に向けて取り組んでいること。 ②省資源や省エネルギー、化学物質等の適正な管理及び削減、グリーン購入、廃棄物の削減に取り組んでいること。 ③環境に関する情報を積極的に公開していること。 3 記録 (1)グリーン購入の対象は、別表第1に記載されているすべての品目とする。一般需用費の消耗品費における物品購入において、グリーン購入を行う場合は、支出原議の内訳の右欄外(別紙を使用したときは備考欄等)またはデータで作成した管理簿等に、「グ」(通称「まるグ」)等を表示する。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ 2/10
グリーン調達手順書			
4 調達を推進する環境物品等及び調達方針 調達を推進する環境物品等及び調達方針を別表第2のとおり定める。調達を推進する環境物品等及び調達方針は年度ごとに見直しを行う。 環境管理推進員は、調達を推進する環境物品等及び調達方針に沿って製品を選択のうえ調達する。 5 環境配慮契約の推進(入札等に付する契約のみ該当) (1)電気の供給を受ける契約については、原則として次の対応を行う。 ①電力の需給契約の競争入札における環境配慮事項については、環境省の平成21年1月22日付け環境会発第090122003号(平成29年2月14日改正)「電力供給契約における入札の実施について」における添付文書「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」(以下「環境配慮条件」という。)を原則とする。 ②環境配慮条件の各要素、区分及び得点については、環境省が公表する最新のものとする。 なお、入札に付さない場合は、二酸化炭素排出係数の低い小売電気事業者や再生可能エネルギーの導入割合の高い事業者等を選定して見積を徴することが望ましい。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ3/10
グリーン調達手順書			
別表第1			
令和7年度調達を推進する環境物品等及び調達方針			
対 象 品 目		調 達 目 標	
紙 類(別表第2のとおり)		別表第2の「物品等選択にあたっての判断基準」に適合した製品を調達するように努める。	
印刷物(別表第2のとおり)			
文具類(別表第2のとおり)			
オフィス家具等(いす、机、棚、収納用什器、ローパーティション、コートハンガー、傘立て、掲示板、黒板、ホワイトボード、個室ブース、ディスプレイスタンド)		グリーン購入ネットワーク(GPN)による「グリーン購入のためのGPNデータベース」(エコ商品ねっと)におけるグリーン購入法判断基準適合製品に掲載の製品またはこれと同等のものを調達するように努める。	
画像機器等(コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機、プリンタ、プリンタ複合機、ファクシミリ、スキャナ、プロジェクタ、トナーカートリッジ、インクカートリッジ)			
電子計算機等(電子計算機、磁気ディスク装置、ディスプレイ、記録用メディア)			
オフィス機器等(シュレッダー、デジタル印刷機、掛時計、電子卓上計算機、一次電池又は小型充電式電池)			
移動電話(携帯電話、PHS、スマートフォン)			
家電製品(電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫、テレビジョン受信機、電気便座、電子レンジ)			
家庭用エアコンディショナー、業務用エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機、ストーブ、ヒートポンプ式電気給湯器、ガス温水機器、石油温水機器、ガス調理機器			
照 明(LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯、電球型LEDランプ)			
消火器			
衣料品・繊維製品(制服、作業服、帽子、作業用手袋、靴、毛布、カーテン、布製ブラインド、金属製ブラインド、タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット、ふとん、ベッドフレーム、マットレス)			
その他繊維製品(集会用テント、ブルーシート、防球ネット、旗、のぼり、幕、モップ)			
日射調整フィルム、低放射フィルム			
災害備蓄用品(災害備蓄用飲料水、アルファ化米、保存パン、乾パン、レトルト食品等、栄養調整食品、フリーズドライ食品、備蓄用作業服、非常用携帯燃料、携帯発電機、非常用携帯電源)			
ごみ袋等(プラスチック製ごみ袋)			
物品共通:原材料に鉄鋼が使用された物品は以下を推進			
①鉄鋼に係る削除実績量が付されていること。			
②鉄鋼に係る定量的環境情報(カーボンフットプリント)が算定・開示されていること。			
※環境マネジメントシステムにおいて手順書が定められている、フロン等使用機器、低公害車、設備、再生建築素材等はそれぞれの手順書に従い調達を行う。			
※役務(印刷サービスなど)等の上記以外の分野・品目及び別表の「物品等選択にあたっての判断基準」に記載のない物品についても、グリーン購入ネットワークによる「グリーン購入のためのGPNデータベース」(エコ商品ねっと)に掲載された製品や、エコマーク、グリーンマーク、国際エネルギースターロゴマークなどの環境ラベル等を参考に環境負荷低減型製品を選択するように努める。			
※グリーン購入ネットワーク、環境ラベルについては参考文書を参照のこと。			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ 4/10
グリーン調達手順書			
<参考文書> グリーン購入ネットワーク(GPN)、環境ラベルについて 1グリーン購入ネットワーク(GPN)について (1) グリーン購入ネットワークとは グリーン購入ネットワーク(GPN)は、わが国におけるグリーン購入の取り組みを促進するために1996年2月に設立された企業・行政・消費者によるネットワークで、全国の多種多様な団体が同じ購入者の立場で参加している。 ネットワークでは、幅広くグリーン購入についての普及啓発をおこなうとともに、製品を選択する際の指針としてグリーン購入ガイドラインを策定。さらにグリーン購入ガイドラインに即した環境情報や基本性能などについて製品に関する詳細な情報を提供するグリーン購入のためのGPNデータベース(エコ商品ねっと)を作成するなどの活動を通じてグリーン購入を促進している。 (2) 主な活動内容 ① グリーン購入の普及啓発 ② グリーン購入基本原則の制定 ③ グリーン購入ガイドラインの策定 ※現在、グリーン購入ガイドラインは印刷・情報用紙、コピー機・プリンタ・FAX、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、パソコン、タブレット、冷蔵庫、文具・事務用品、洗濯機、照明、自動車、エアコン、家具、テレビ、衣服・履物、印刷サービス、ホテル・旅館、温水洗浄便座、大・小便器及び水栓金具、食品(加工食品)、グリーン電力証書、輸配送(貨物自動車)、電力、石けん・洗剤について策定されている。 ④ グリーン購入のためのGPNデータベース(エコ商品ねっと)の作成 ※現在、GPNデータベース(エコ商品ねっと)は、紙、文具・事務用品、包装材、家電製品、日用品、照明、家具類、食品、繊維製品、災害備蓄用品、自動車等、資材、サービス、OA 機器、ホテル、その他について製品の詳細な情報が提供されており、グリーン購入ネットワークのホームページ(アドレスは下に記載)で閲覧できる。 ⑤ フォーラムや研究会などの開催 ⑥ 優れた取り組みの表彰 ⑦ 国内外における調査・研究 グリーン購入ネットワーク(GPN)事務局 〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-10-5 TMMビル 5 階 電話 03-5829-6912 FAX 03-5829-6918 ホームページアドレス https://www.gpn.jp/			

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ 5/10
グリーン調達手順書			
2 主な環境ラベル			
(1) エコマーク 	環境への負荷が、他の同様の製品と比較して相対的に少ない、またはその製品を利用することで他の原因から生ずる環境への負荷を低減することができる、などの要件に該当する環境保全型商品についている。 商品類型別に認定基準が定められており、紙類、文具類、画像機器、衣料品、繊維製品等、幅広い分野でグリーン購入法に対応している。 (公財)日本環境協会が実施している。		
(2) グリーンマーク 	古紙を再生利用したコピー用紙やノートなどの紙製品についている。 (公財)古紙再生促進センターが実施している。		
(3) 牛乳パック再利用マーク 	回収された牛乳パックを再利用した紙製品についている。 トイレットペーパーやティッシュペーパー、キッチンタオルなどのほか、各種パッケージ用品や事務用ファイル、紙ひもなどにも用途が広がっている。 牛乳パック再利用マーク普及促進協議会が実施している。		
(4) PETボトル リサイクル推奨マーク 	ペットボトルを再生利用した製品についている。衣料品やカーペットなどの繊維製品や文具・事務用品などがある。 PETボトルリサイクル推進協議会が実施している。		
(5) 国際エネルギー スターロゴマーク 	待機時の消費電力を抑制した省エネルギー型オフィス機器についている。日米両国政府の相互承認に基づく省エネルギーの国際統一基準による任意登録制度である。 コンピュータ、ディスプレイ、プリンタ、ファクシミリ、複写機、スキャナ、複合機等が対象となっている。 経済産業省資源エネルギー庁の委託を受け、(株)ピーツーカンパニーが事務局として業務を実施している。		

板橋区環境マネジメント関係文書		文書番号	8-1-3	ページ6/10
グリーン調達手順書				
別表第2 物品等選択にあたっての判断基準 ※◎配慮事項:調達にあたっての判断基準ではないが、さらに配慮することが望ましい事項 参考となる環境ラベル				
(1)紙類				
(1)-1 情報用紙				
 エコマーク				
品 目		判断基準(◎は配慮事項)		
コピー用紙		総合評価値が80 以上 バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳の表示 ◎古紙パルプ配合率が可能な限り高いもの ◎森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いもの ◎簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されている		
フォーム用紙		古紙パルプ配合率70%以上 白色度70%程度 バージンパルプの合法性の担保 塗工紙は、塗工量が両面で12g／㎡以下 ◎森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いもの ◎簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されている		
インクジェットカラープリンター用塗工紙		古紙パルプ配合率70%以上 バージンパルプの合法性の担保 塗工紙は、塗工量が両面で20g／㎡以下 ただし片面の最大塗工量は12g／㎡以下 ◎古紙パルプ配合率が可能な限り高いもの ◎森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いもの ◎簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されている		
(1)-2 印刷用紙				
品 目		判断基準(◎は配慮事項)		
塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙		総合評価値が80以上であること 原料の持続可能性の担保 バージンパルプの合法性の担保 総合評価値・内訳のウェブサイト等による情報提供 ◎総合評価値がより高いもの ◎古紙パルプ配合率が可能な限り高いもの ◎森林認証材パルプ及び間伐材等パルプの利用割合が可能な限り高いもの ◎簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されている		
(1)-3 衛生用紙				
品 目		判断基準(◎は配慮事項)		
トイレットペーパー ティッシュペーパー		古紙パルプ配合率100% ◎簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されている		

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ7/10
グリーン調達手順書			
(2)印刷物			
参考となる環境ラベル			
 エコマーク	 グリーンプリンティング	 環境推進工場	 NLマーク
			 バタフライロゴ
品 目		判断基準(◎は配慮事項)	
報告書類、パンフレット類、帳票類等の印刷物		判断基準を満たす情報・印刷用紙の使用(冊子の表紙は除く) リサイクル適性A ランク用の紙、インキ等の資材の使用 印刷物へのリサイクル適性の表示 印刷工程における環境配慮の実施 ※次の1～5のいずれかの要件を満たす事業者または印刷物であること 1 環境マネジメントシステムの認証取得 2 環境報告書等の作成・公表 3 印刷物のカーボンフットプリントの算定・開示 4 カーボン・オフセットされた印刷物 5 グリーンプリンティング認定制度又は環境推進工場認定取得の取得 ＜オフセット印刷の場合＞ ・バイオマス含有したインキの使用(植物油インキ、大豆油インキなど。芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるインキ) ・NL 規制(印刷インキ工業連合会)適合インキの使用 ＜デジタル印刷の場合＞ ・化学安全性の確認されたトナー又はインキの使用	

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ8/10
グリーン調達手順書			
(3) 文具類			
参考となる環境ラベル		 エコマーク	
文具類については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ・文具類共通基準又は個別基準を満たすこと。 主要材料に木質又は紙が含まれる場合(古紙パルプ配合率100%品を除く)は、合法性の確認が必要 ・エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。			
文具類共通基準			
【金属を除く主要材料がプラスチックの場合】 ・プラスチック重量比で再生プラスチック配合率40%以上(ポストコンシューマ材料は20%以上)又はバイオマスプラスチックを使用 【金属を除く主要材料が木質の場合】 ・間伐材、端材等の再生資源又は合法材の使用 【金属を除く主要材料が紙の場合】 ・古紙パルプ配合率50%以上 ・バージンパルプの合法性の担保 【大部分の材料が金属類の場合】 ・原材料使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化 ・異種材料間の易分解性(安全性の観点から必要性のある部品を除く)			
共通基準が適用される品目			
シャープペンシル、シャープペンシル替芯、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレイ、消しゴム、ステープラー(汎用型以外)、ステープラー針リムーバー、事務用修正具(液状)、製本テープ、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OA クリーナー(液タイプ)、レターケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、絵の具、墨汁、のり(液状)(補充用を含む。)、のり(澱粉のり)(補充用を含む。)、のり(固形)(補充用を含む。)、のり(テープ)、ファイル(プラ製、木製)、バインダー(プラ製、木製)、ファイリング用品、アルバム(台紙を含む。)、カードケース、パンチラベル、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上用)、名札(衣服取付型・首下げ型)、鍵かけ(フックを含む。)			
品目		個別基準	
ボールペン		共通基準に加え、芯が交換できること	
OA フィルター(枠あり)		共通基準を満たすこと、またはバイオマスプラスチックの使用 枠部は再生プラスチックが枠部全体重量比50%以上使用	
スタンプ台、朱肉、ステープラー(汎用型)、連射式クリップ(本体)、事務用修正具(テープ)、ブックスタンド、OA クリーナー(ウエットタイプ)、メディアケース、絵筆、ファイル(紙製)、バインダー(紙製)、つづりひも、タックラベル、インデックス、付箋紙、ごみ箱、リサイクルボックス、グラウンド用白線		【金属を除く主要材料が下記を満たすこと】 再生プラスチック配合率70%以上又はバイオマスプラスチックの使用 (ポストコンシューマ材料は35%以上) ※いずれもプラスチック重量比 ステープラー(汎用型)は機構部分を除くプラスチック重量比 古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率70%以上 メディアケースについては、スリムタイプも可 グラウンド用白線については、再生材料が70%以上	

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ9/10
グリーン調達手順書			
けい紙、起案用紙、ノート	主要材料が古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率70%以上		
クラフトテープ、両面粘着紙テープ、事務用封筒(紙製)	古紙パルプ、森林認証材パルプ、間伐材等パルプの合計配合率40%以上		
窓付き封筒(紙製)	古紙パルプ配合率40%以上 窓部分のプラスチックフィルムについては、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックの使用		
布粘着テープ(プラスチック製クロステープを含む。)	テープ基材(ラミネート層を除くことができる)は、再生プラスチック配合率40%以上又はバイオマスプラスチックの使用		
OHP フィルム	再生プラスチック配合率30%以上 再生プラスチック配合率30%以上又はバイオマスプラスチックの使用(インクジェット用の場合)		
チョーク	再生材料10%以上		
梱包用バンド	【主要材料が下記を満たすこと】 古紙パルプ配合率100% ポストコンシューマプラスチックが25%以上 ※ PET ボトルリサイクル品は除く		
ダストブロワー	噴射剤にフロン類が使用されていないこと		
テープ印字機等用カセット	文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと ・ 消耗品が交換できることの表示 ・ 5 回以上繰り返し使用可能 ・ 使用済み製品の回収システムの保有 ・ 使用済み製品の部品の再資源化率95%以上		
テープ印字機等用テープ	文具類共通の判断を満たす又は次の要件を満たすこと ・ テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること		

板橋区環境マネジメント関係文書	文書番号	8-1-3	ページ10/10
グリーン調達手順書			
配慮事項（8,9ページの文具類に該当する）			
◎ 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 ◎ 使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ◎ 木材及びバージンパルプの原料となる原木は、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。 ◎ 間伐材、間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること。 ◎ 定量的環境情報（カーボンフットプリント）が開示されていること。 ◎ 製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少なくなるよう配慮されていること。 ◎ 簡易包装、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。 ◎ プラスチック製の包装又は梱包材には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックが使用されていること。			
備考			
※総合評価値とは、古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ及び間伐材パルプの利用割合、白色度、坪量等をそれぞれ点数にし合計したもの ※再生材料配合率(古紙パルプ、再生プラスチック等)の基準は、金属部分を除いた主要材料に適用される。 ※古紙パルプ配合率とは、原料となる紙の古紙パルプ配合率をさす。 ※再生プラスチック配合率とは、再生プラスチックがプラスチック部分の総重量に占める率をさす。 ※再生プラスチックとは、製品として使用された後に廃棄されたプラスチック及び製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材・不良品などを再生したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く)。 ※バイオマスプラスチックとは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックのことである。 ※間伐材とは、成長に伴って混み過ぎた林の立ち木を一部抜き採った木材のことである。 ※森林認証材とは、森林認証制度において定める規格に基づき、第三者認証機関から認証された認証林から生産された木材のことである。 ※ポストコンシューマ材料とは、製品として使用された後に、廃棄された材料又は製品のことである。 ※主要材料とは、製品の構成材料として製品重量の50%以上を占める材料のことである。 ※大部分の材料が金属類とは、製品に使用されている金属類が製品全体重量の95%以上であるものをさす。			